

第98回理事会 議事概要

- 1 日時 令和2年11月17日(火) 午後1時45分～午後3時15分
- 2 場所 てくのかわさき 2階 てくのホール 及び
リモート（Zoomを使用）
- 3 議題
（「新型コロナウイルス感染症に関する要望」に対する回答）
新型コロナウイルス感染症に関する要望（令和2年10月20日付け）に対する回答（説明者：川崎市健康福祉局高齢者事業推進課 菊川 事業者指導担当課長）

（理事会）
議案第1号 各ワーキング等の取組について（報告）
議案第2号 今後の役員体制を維持するための運用ルールについて
議案第3号 令和3年度予算要望について
- 4 出席理事 代理・リモートを含め23名、委任状13名
計36名／理事総数36名
- 5 概要
 - （1）議長に成田会長、議事録署名人に藤田理事(藤英会)及び関口理事(高津百春会)を選出した。
 - （2）議案第1号「各ワーキング等の取組について」事務局から報告があった。
 - （3）議案第2号「今後の役員体制を維持するための運用ルールについて」事務局から「役員調整会議の委員に関する運用(案)」の内容及び「本日は案の提示に止め、出席されていない理事を含め、後日、書面で意見を伺いたい」旨の説明があった。
 - （4）議案第3号「令和3年度予算要望について」事務局説明の後、要望項目4について理事から意見があり、原案のとおり承認された。
 - （5）その他として、事務局から、例年1月に開催している新年会について、今年度は新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえ中止する旨の説明があった。

川崎市老人福祉施設事業協会

第98回 理事会 次第

日 時 令和2年11月17日(火) 午後1時45分から

場 所 てくのかわさき2階てくのホール 又は
リモート (Zoom を使用)

(要望に対する回答)

新型コロナウイルス感染症に関する要望について (健康福祉局)

(理事会)

議題

- 1 各ワーキング等の取組について (報告) (資料 1)

- 2 今後の役員体制を維持するための運用ルールについて (資料 2)

- 3 令和3年度予算要望について (資料 3)

- 4 その他

役員調整会議の委員に関する運用（案）

- 1 役員調整会議の委員は、7名以上とする。
- 2 次の者は、役員調整会議の委員（以下「委員」という。）に就任するものとする。
 - (1) 会長及び副会長
 - (2) 常務理事
- 3 事業協会の理事（常務理事を除く。）は、原則として役員調整会議委員当番表（以下「当番表」という。）に登録されるものとし、登録の順に従い、委員に就任するものとする。
- 4 前項の当番表は、市内法人のものと市外法人のものをそれぞれ作成し、概ね市内法人2に対し、市外法人1の割合で就任するものとする。この場合において、市内法人と市外法人の割合は、会長及び副会長の法人を含めて算定するものとする。
- 5 第3項の規定に関わらず、通常、川崎市内に不在であるなど、委員として活動することが困難な者は、当番表に理事以外の者を登録することができる。
- 6 6月1日以外の日に就任した委員の任期
委員の任期は2年とする。ただし、6月1日以外の日に就任した委員の任期は、就任後における最初の6月1日から起算して1年とする。

令和3年度予算要望（案）

1 地域包括ケアシステムの構築に向けた連携について

川崎市（以下「市」という。）は、「誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現」を目指す地域包括ケアシステムの構築を進めておられますが、その理念に深く共感するとともに、心から敬意を表するところでございます。

本協会の会員施設は、従来から地域の一員として、また、地域に開かれた施設として、施設福祉サービスの提供にとどまらず、施設資源を活用した多様な形での公益的な取り組みを行っております。また、多くの施設が、それぞれの地域で、地域包括支援センターとしての役割を担うなど、「地域の拠点」である老人福祉施設のネットワークが、地域包括ケアシステムをはじめとする川崎市の地域福祉を支えているものと自負しております。

各施設は、旺盛な市民の需要に可能な限り応えながら、提供するサービスの質の向上に努めてきたところでございますが、特に地域福祉を下支えする「最後の砦」として、医療的ニーズの高い重度高齢者の受入や看取りなど、終の棲家としての役割が求められ、これに対応していくことが、従来にも増して重要となっております。

大半の施設は、条件付きながらストマ・酸素吸入のケア、胃瘻・喀痰吸引・尿道カテーテルなどの医療的ケアやターミナルケアに努めておりますが、医師の夜間・休日対応や看護師の夜間の配置などの課題を抱えております。

厳しい介護報酬経営のもとで看護師配置などの充実を図ることは困難であり、近隣の都市では、医療的ニーズの高い重度高齢者受入の割合に応じて助成金を交付する制度を設けている事例もございます。

市におかれましては、地域包括ケアシステム構築に向けて介護と医療との連携をさらに進めるため、特別養護老人ホームの看護師配置の充実、医療系関係機関・団体との連携・調整の強化、24時間体制の訪問看護ステーションの開設など、取り組みの強化に向け御尽力を賜りますようお願い申し上げます。

2 福祉避難所の設置・運営の強化について

市は、防災対策を最重点課題として取り組んでおられます。その一環として、特別養護老人ホームなどの社会福祉施設は、二次避難所（福祉避難所）として位置付けられております。

「災害による関連死」を回避する観点から、対象者について発災直後の重点化と選別化など、開設・運営マニュアル改訂の方向性が市から示されておりますが、近年の地震や集中豪雨など自然災害の恐ろしさは全ての市民が肌で感じているところであり、災害時、施設はできる限り入居者や市民のために持てる機能を発揮したいと考えております。

発災時には、行政・施設とも混乱をきたす中で、極めて限られた人員で入居者の安全と運営を維持しなければなりません。

そのためには、被災状況に応じ法人・施設相互及び行政との間で情報を共有するためのネットワークの強化が重要であり、近隣の都市では、施設相互及び区役所との間で被災状況や必要な物資・人員の情報を共有するためのシステムを導入している事例もございます。

また、避難のため身を寄せる住民への対応についても、行政や関係団体、在宅介護事業者、ボランティア等との適切な協力・連携が不可欠です。

市におかれましては、各施設が災害時においても事業を継続し、さらに福祉避難所として機能することができるよう、法人・施設とともに協力・連携を構築するためのマニュアルづくりや情報を共有するためのネットワークシステムの導入など、体制整備のための取組を推進されますようお願いいたします。

3 介護人材確保に向けた連携について

介護人材の確保・養成・定着の問題は厳しさを増しており、絶対的な不足と言える状態が続いております。

厳しい状況は、介護職の有効求人倍率や離職率の高さ、養成施設の生徒数の減少、職員の退職に伴い補充されるパート職員や派遣職員の増加などとなって表れており、人材の確保を競い合う現在の状況は、今後、全国で2025年までに34万人、2035年までに68万人の不足が見込まれるなど、より一層深刻化することが想定されます。

法人・施設は、できることは全て行うことが必要と存じ努力を重ねておりますが、介護人材の確保の問題は、地域福祉を支える老人福祉施設の存続に関わる問題であり、法人・施設のみならず、行政、関係機関・団体をはじめ市民全体に関わります。

近隣の自治体では、外国の政府や都市と直接「介護人材の確保に関する覚書」を締結するなど、都市を挙げて取り組んでいる事例もございます。

また、介護人材の確保・定着を図るため、介護職員の家賃補助を行う自治体が増えており、中には、福祉避難所として災害対応要員を配置することを条件とするものや、URや公社の団地に居住し、地域活動に参加することを条件とするものなど、複数の行政課題の解決を図っている例などもございます。

家賃補助は、保育士においては既に制度化され、効果を上げているところでございますが、介護職員について当該制度を持たない市内の施設は、制度を有する近隣自治体の施設との人材獲得競争において、不利な状況に置かれております。

東京都、横浜市の間に位置し、両都市に人材が流出しやすい立地条件にある本市においては、他地域からの人材の受入れを支援する仕組みの構築が急務です。

今年度、関東ブロック老人福祉施設連絡協議会が実施した「特別養護老人ホーム平成31年度決算に基づく派遣職員に関する調査結果」によりますと、派遣実績のある施設の割合は、8都県市（東京都、神奈川県、埼玉県、川崎市、横浜市、相模原市、さいたま市、千葉市）全体で73.51パーセントであるのに対し、市内施設では、97.3

パーセントに達しています。

また、派遣実績のある施設が負担した平均金額及び派遣職員1人当たりの平均金額についても、8都県市全体の平均金額が、それぞれ1千871万円及び173万円であるのに対し、市内施設の平均金額は、それぞれ2千432万円及び192万円と、いずれも全体平均金額を大きく上回っております。

特に、1施設当たりの金額は、東京都の1千896万円や横浜市の2千252万円をも上回り、8都県市で最も高く、市内施設の経営上の大きな負担となっております。

一刻も早い対応をお願いいたします。

さらに、中長期的な取組として、川崎市の立地条件や先端技術の集積などの特性を踏まえ、戦略的・総合的に施策を立案し、対策を進める必要がございます。

特に、外国人人材の相当数の雇用と養成による対入居者比率の改善やAI・ロボットの活用による業務の効率化を図る取組を着実に進めるとともに、定着率の改善、研修の強化等を図ることが重要でございます。

市におかれましては、例えば行政及び関係者による「介護人材確保に係る戦略的会議」等の設置を検討していただき、その下で課題解決に向けた個別の対応策（外国人人材の雇用、AI・ロボットの活用等）を進めるなど、戦略的・総合的かつ機動的に取組を推進されますよう、お願いいたします。

併せて、人材の確保・養成・定着につながる施策・事業について、情報の提供と共有のさらなる強化を図っていただくようお願い申し上げます。

4 指定管理者施設の民設化について

市は、平成30年3月、「高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本計画・第1次実施計画」（以下「実施計画」という。）を策定し、公設施設（指定管理者施設）の見直し・再編を進めておられます。

協会関係の指定管理者施設としては、特別養護老人ホーム8施設、養護老人ホーム1施設がございますが、当面指定管理者制度による運営を継続するとされる養護老人ホームを除く特養8施設のうち、5施設（夢見ヶ崎、すみよし、こだなか、陽だまりの園、しゅくがわら）は「譲渡による民設化」、2施設（多摩川の里、ひらまの里）は「貸付による民設化」、1施設（長沢壮寿の里）は「2年間の貸付けの後建替え」とされ、本年2月から、移管先運営法人の募集手続が開始されました。

しかしながら、「実施計画」は、平成27年度の指定管理者募集の際の条件であった「非公募更新制」の導入を変更して策定されたものであり、特に、「譲渡による民設化」とされた施設にとりましては、無償の「貸付による民設化」とされた施設と比べ、譲渡の条件とされる原則20年以上の運営中に必ず到来する大規模修繕若しくは建替えのために多額の資金が必要となるなど、運営する上での負担や経営上のリスクに差異があることから、利用者の負担増が生じる懸念に加え、拭えぬ「不公平感」のあることを御理解いただきたいと存じます。

さらに、応募の可否を判断する上で重要かつ不可欠の条件である、大規模修繕等に対

する市の支援制度の具体的な内容が明らかではない中で、本件募集は実施されたものでございます。

その結果、「譲渡による民設化」とされた5施設のうち、3施設（こだなか、陽だまりの園、しゅくがわら）については応募する法人がなく、11月の時点で来年4月以降の運営主体が決まっていないという、極めて憂慮すべき事態に陥っております。

もとより、介護保険制度創設前から市内で特別養護老人ホームを運営してきた社会福祉法人は、法人選定順序の慣例として、設立法人順序により新規施設運営を市から依頼され、福祉の精神により受託してまいりました。

そして、施設におけるサービスの水準は、長年にわたって多くの職員が、日々利用者や地域の方々と向き合いながら築いてきた信頼と安定した施設づくりの中で培われたものでございます。

市におかれましてはこうした経緯に御配慮いただき、関係する法人に丁寧に説明するとともに、実情を踏まえた条件を設定するなど、この事態を解消する手立てを早急に講じてくださいますようお願いいたします。

5 特別養護老人ホームの修繕及び建替えについて

施設の老朽化への対応につきまして、「実施計画」では、老朽化や将来の維持管理費の負担等を考慮しながら、必要に応じてリノベーション(用途変更・機能向上)も含めた検討を行いつつ「60年以上の長寿命化を図ることを原則」とし、建替えにメリットがある場合は、入所施設では「概ね築35年以上で建替え可能」という基本的考え方が示されております。

築35年以上の民設の特養は、現在、3施設（恒春園、みかど荘、太陽の園）ございますが、他に築30年以上の施設が4施設（柿生アルナ園、幸風苑、和楽館、あさおの丘）、築20年以上の施設が8施設ございます。さらに、公設施設のうち令和5年度に建替えが予定されている1施設（長沢荘寿の里）を除き民設化の対象となっております。7施設についても、6施設（多摩川の里、すみよし、こだなか、ひらまの里、夢見ヶ崎、陽だまりの園）は既に築20年以上が経過し、1施設（しゅくがわら）も間もなく築20年目を迎えるなど、老朽化が進行しております。

いずれの施設も、ライフサイクルコストを低く抑えるため、計画的に修繕を行い、長寿命化を図る必要がございます。

しかしながら、市内の特養の経営は大変厳しい状況にあり、川崎市社会福祉協議会において実施した「第2回神奈川県特別養護老人ホーム実態調査 川崎市版の集計結果報告（以下「集計結果報告」という。））によりますと、市内の特養の約35%（従来型では約40%）が収支差額率0%を下回る赤字状態という深刻な結果が出ており、必要な修繕を行うこともままならない状況にあります。

また、建替えを行う場合は、資金計画の問題に加え、現在入居されている方や施設で働く職員の行き場の確保などの課題もございます。

「実施計画」では、民設施設再編整備について、「社会福祉法人への経営支援」とと

もに、「市有地貸与による法人支援」、「施設建替え等に対する支援」及び「長寿命化等に対する支援」の方針が示されておりますが、現時点で制度化には至っておらず、その具体的な内容も明らかではありません。

中でも「施設建替え等に対する支援」では、基本的な考え方として建設費補助から減価償却費相当分を控除するとされておりますが、実際のところ、この条件での建替えは不可能なのではないかと懸念しております。特に指定管理者施設ではそもそも管理を受託した法人が減価償却費を考える制度にはなっておりません。

いずれにせよ、厳しい介護報酬経営のもと、必要な資金を捻出するのは大変困難であると言わざるをえません。仮に融資による資金調達が可能であっても、多額の借入金は、金利の負担に加え、返済が滞るおそれがあるなど、将来に渡り法人の経営を圧迫し立ち行かなくなった法人は、統合や合併しか手立てが残されていない状況に追い込まれてしまいます。

こうしたやむにやまれぬ状況を御理解いただき、例えば「長寿命化を図るための計画的な修繕」から「施設建替え」に至るライフサイクル全般にわたるモデルケースを設定し、徹底して可能な手法を検討した上で実効性のある支援制度を構築するなど、課題の解決を図る特段の御配慮を早急に賜りますようお願い申し上げます。

6 第8期川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について

新システムが稼働してから1年余が経過し、通年にわたるデータの蓄積及び本年7月に行ったシステムの改修により、特別養護老人ホーム入居申込の実態がより明らかとなりました。

平成31年度に受付を行った新規申込者数が2,645人(内 市民は2,331人)であるのに対し、令和2年4月時点でシステムに登録されている申込者の数は2,840人(内 市民は2,540人)とかなり近接しております。

また、システム改修により本年7月1日から始めている「受付情報」の集計によりますと、7月1日から10月末日までの4箇月間に、施設側で受付を行い「相談」に進んだものが247件であるのに対し、入居希望者側の事情で保留となったものが156件、医療ケアへの対応など施設側の事情で保留となったものが40件と、申込の4割以上が入居に結びつかないという結果が出ております。

これらのことから、1年間の新規申込者2,645人の内 受付をして「保留」とならず「相談」に進むのは、5割強の1,500人程度と想定されますが、平成31年度中に施設に入居した方は1,508人ですので、現時点における川崎市内の特別養護老人ホームの床数は、全体では既に需要を満たしていると考えられます。

一方、特別養護老人ホームの床数と申込件数を地区別に見ると、本年4月30日時点で、川崎区では床数555床に対する申込件数が1,994件で1床当たり3.59件であるのに対し、麻生区では床数975床に対する申込件数が1,527件で1床当たり1.6件と、依然として市内南部と北部の二極化が著しく、2倍以上の開きがあります。

また、前述の「集計結果報告」によりますと、川崎市内特養の平成30年度における1日当たり利用率は、従来型で93.86%、ユニット型で91.93%となっており、これは、独立行政法人福祉医療機構が全国の特養を対象に行った「平成28年度特別養護老人ホーム経営状況調査」における従来型赤字施設の平均利用率94.5%及びユニット型赤字施設の平均利用率91.9%と比べても、大変厳しい数字です。

さらに、短期入所のみ利用率は82.06%で本入所と比べ更に低稼働の状態にあります。

市におかれましては、特別養護老人ホームとともに、介護付き有料老人ホームなど、高齢者の多様な居住環境の整備や在宅サービスの充実を進めてこられたと存じます。こうした中、特別養護老人ホームの入居申込者には「まだ在宅のままです。」といった入居調整への回答や「介護付き有料老人ホームに入居しているので特養には入居しません。」といった入居申込の取下げなど、状況も大きく変化してきており、介護付き有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅などとの競合も激化しております。

加えて、昨年9月に厚生労働省より「再編・統合について特に議論が必要」とされた、川崎市立井田病院を含む全国424の公立・公的病院について、その名称が公表されたところでございますが、今後進むと思われる病床の機能転換の動きについても注視していく必要がございます。

今後の計画によりますと、令和4年度までに特別養護老人ホーム3施設、計380床が整備され、さらに既存の1施設について建替えにより増床されることが決定されておりますが、現在の状況を踏まえますと、南北間の不均衡を是正するための誘導策や短期入所床の本入所床への転換など、既存の施設をより効率的に活用するための施策が有効と思われれます。また、民設施設の老朽化が進んでいる状況を踏まえますと、今後につきましては、新規施設の整備ではなく、むしろ既存施設の大規模修繕等による長寿命化や建替えにこそ注力すべきと考えます。

市におかれましては、現在、第8期川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定に向け作業を進めておられることと存じますが、介護付き有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅など、特別養護老人ホーム以外の施設の実態や病床の機能転換の動向についても十分把握した上で、現状を踏まえた効果的な施策を立案されますようお願い申し上げます。

第98回理事会 資料3_2
川崎市老人福祉施設事業協会

特別養護老人ホーム入居申込状況

R2.11.17

	R1.9.1	R3.4.1
特別養護老人ホーム入居定員	4,901床	5,001床

	全体	内 市民
待機者数(R2.4.30現在)	2,840人	2,540人

	全体	内 市民
新規申込者数 (H31.4.1～R2.3.31)	2,645人	2,331人
内 待機者(R2.9.30現在)	1,142人	1,005人
内 入居 (R2.9.30現在)	955人	860人
内 死亡 (R2.9.30現在)	300人	290人
内 期限切(R2.9.30現在)	212人	160人
内 その他(R2.9.30現在)	36人	16人

	人数	割合(累計)
入居した人数 (H31.4.1～R2.3.31)	1,508人	
内 待機期間1年未満	1,130人	74.93%
内 待機期間2年未満	154人	85.15%
内 待機期間3年未満	62人	89.26%
内 待機期間3年以上	162人	100.00%

川崎市内特別養護老人ホーム 地区別入居申込件数

令和2年4月30日 現在

川崎市老人福祉施設事業協会

区	施設数 (施設)	定員 (床)	うちユニット (床)	申込件数 (件)	申込件数/定員
川崎区	7	555	200	1,994	3.59
幸区	7	775	269	2,133	2.75
中原区	8	643	97	1,556	2.42
高津区	6	550	126	1,370	2.49
宮前区	9	587	250	1,172	2.00
多摩区	10	834	293	1,513	1.81
麻生区	10	957	225	1,527	1.60
合計	57	4,901	1,460	11,265	2.30

申込者数：2,840人

1人当たり申込施設数：3.97施設

集計期間	集計期間中に「相談中」となったもの※	比率	集計期間中に保留となったもの				計
			希望者の事情	比率	施設側の事情	比率	
1 R2.7.1～R2.7.31	108	50.94%	84	39.62%	20	9.43%	212
2 R2.7.1～R2.8.31	176	55.87%	112	35.56%	27	8.57%	315
3 R2.7.1～R2.9.30	205	54.38%	135	35.81%	37	9.81%	377
4 R2.7.1～R2.10.31	247	55.76%	156	35.21%	40	9.03%	443

※集計期間中に「相談中」となったものには、「期間中に決定となったもののうち期間前は相談中ではなかったもの」を含みます。